

## 船橋市公共施設等総合管理計画推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公共施設等を将来にわたり総合的かつ計画的に管理していくため、船橋市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の推進を目的として、船橋市公共施設等総合管理計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 総合管理計画の推進に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 推進委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成し、副市長(企画財政部担任)が任命する。

### (委員長等)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は副市長(企画財政部担任)の職にある者がこれにあたり、副委員長は副市長(企画財政部担任外)の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 推進委員会が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会等)

第6条 推進委員会に、下部組織として部会を設置する。

2 部会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を推進委員会に報告する。

(1) 公共施設等の整備、改修、更新、運営の在り方等に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項

3 部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、部会長1人を置き、部会長は企画財政部長をもって充てる。

4 委員長は、第2項に掲げる事項のうち、必要な事項を検討するため、部会員等をもって検討会を設置することができる。

(事務局)

第7条 推進委員会、部会及び検討会の事務局は、企画財政部行政経営課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

2 船橋市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱（平成27年7月1日施行）、及び船橋市施設経営管理協議会設置要綱（平成24年4月26日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員長	副市長（企画財政部担任）
副委員長	副市長（企画財政部担任外）
委員	健康福祉局長
	建設局長
	教育次長
	市長公室長
	企画財政部長
	総務部長
	税務部長
	市民生活部長
	高齢者福祉部長
	健康部長
	保健所理事
	福祉サービス部長
	こども家庭部長
	環境部長
	経済部長
	地方卸売市場長
	都市計画部長
	都市整備部長
	道路部長
	下水道部長
	建築部長
	管理部長
	学校教育部長
生涯学習部長	
消防局長	
医療センター事務局長	

別表2 (第6条3項関係)

部会長	企画財政部	企画財政部長
部会員	市長公室	危機管理課長
	企画財政部	政策企画課長 行政経営課 財政課長 財産管理課長
	市民生活部	左部長が推薦する所属長
	高齢者福祉部	左部長が推薦する所属長
	健康部	左部長が推薦する所属長
	保健所	左理事が推薦する所属長
	福祉サービス部	左部長が推薦する所属長
	こども家庭部	左部長が推薦する所属長
	環境部	左部長が推薦する所属長
	経済部	左部長が推薦する所属長
	地方卸売市場	総務課長
	都市整備部	左部長が推薦する所属長
	道路部	左部長が推薦する所属長
	下水道部	左部長が推薦する所属長
	建築部	建築課長 住宅政策課長
	管理部	教育総務課長 施設課長
	学校教育部	左部長が推薦する所属長
	生涯学習部	左部長が推薦する所属長
	消防局	総務課長
	医療センター事務局	総務課長